

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

(介護予防) 福祉用具販売事業所 特定(介護予防) 福祉用具貸与事業所

I 人員・運営・設備に関する基準について	P 1
I-1 サービスの概要及び基本法令等	P 5
I-2 人員に関する基準	P 6
I-3 運営に関する基準	P23
I-4 設備に関する基準	P24
II 介護報酬算定に関する基準について	P24
II-1 はじめに	P24
II-2 平成27年度介護報酬改定について	P24
実地指導自主点検調査	P29
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具販売) (特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)	P33
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目	P37
特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目	P43
福祉用具購入費について	P47
福祉用具サービス計画書様式例(参考:一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会)	P49
介護給付費算定に係る体制等に関する届出	P51

※本手引きにおける表記について

表記	基準
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)	基準
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生省令第35号)	予防基準

和歌山県長寿社会課

※枠線の表記について
太線枠：基準(子防基準)の枠文抜粋であることを示す
二重線枠：基準省令の解釈通知抜粋であることを示す

I 人員・運営・設備に関する基準について

(3) 指定居宅サービス事業とは

（1） 指定居宅サービスの概要及び基本方針

（1） 福祉用具貸与・販売とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援するため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与又は販売することをいう。

（2） 事業者の指定とは

福祉用具貸与・販売事業所の開設にあたっては県知事の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない。（介護保険法第70条・第115条の2）
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。

居宅サービス等の運営基準

- ①基本方針
- ②人員基準・・従業者の知識、技能に関する基準
- ③設備基準・・事業者に必要な設備の基準
- ④運営基準・・事業目的を達成するために必要な最低限度の運営に関する基準

指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要がある。（設備基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。）
なお、福祉用具貸与・販売事業と介護予防福祉用具貸与・販売事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関する規定は、福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしていれば、介護予防福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしているみなされる。

○ 介護保険法抜粋 ○

（指定居宅サービスの事業の基準）

第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に努めなければならない。

2 (略)

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。
2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定介護予防サービスの事業の基準）

第115条の3 指定介護予防サービス事業者は、次条第2項に規定する指定介護予防サービスによる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い、要介護者との心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

2 (略)

第115条の4 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。
2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスによる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(4) 指定居宅サービス事業の基準・運営等一覧表

【人員・運営・設備の基準】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成11年厚生省令第37号） ○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準 （平成18年厚生省令第35号） ○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号） ※指定基準は県の条例で定められましたが、「介護報酬の解釈（社会保険研究研究所提出版）」（通称：赤本）で内容の確認ができるよう、本資料においては基準省令の条項で記載しています。
【介護報酬の算定】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年厚生省告示第19号） ○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号） ○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年厚生労働省告示第127号） ○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振第0317001号、老老振第0317001号）

(5) 福祉用具事業所の概要

事業概要	【介護予防】福祉用具貸与	特定（介護予防）福祉用具販売
	<p>要介護者等が、福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具）を指定事業者から購入することにより、実際の購入費に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を購入費から除いた額の相当額が償還払いで支給される。</p>	<p>要介護者等が指定事業者から購入したときには、必要な書類（領収書、パンフレット等）を添えて、申請書（必要性の理由を記載）を提出する。</p>
取扱項目	<p>☆車いす</p> <p>☆車いす付属品</p> <p>☆特殊寝台</p> <p>☆特殊寝台付属品</p> <p>☆床ずれ防止用具</p> <p>☆体位変換器</p> <p>○手すり</p> <p>○スローブ</p> <p>○歩行器</p> <p>○歩行補助つえ</p> <p>☆認知症老人徘徊感知機器</p> <p>☆移動用リフト（つり具の部分を除く）</p> <p>☆自動排泄処理装置</p>	<p>○腰掛便座</p> <p>○自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>○入浴補助用具（入浴用いす、浴用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内外のこ、浴槽内外のこ、入浴用介助ベルト）</p> <p>○簡易浴槽</p> <p>○移動用リフトのつり具の部分</p>

1.2 人員に関する基準

種別	内容
管理者	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置く。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該（特定）福祉用具貸与（販売）事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>※併設の入所施設において、入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との業務はできない（管理業務に支障がある場合）。</p>
福祉用具専門相談員	<p>【管理者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所の従業者の管理 ②利用の申込に係る調整 ③業務の実施状況の把握 ④その他の管理 ⑤従業者に各規定を遵守させるための必要な指揮命令 <p>【資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ②福祉用具専門相談員指定講習会の課程修了者 ③次の研修課程修了者 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日以降は専門相談員とは認められない。 <p>・介護員養成研修介護職員初任者研修課程 ・介護員養成研修基礎研修課程 ・介護員養成研修（1級課程、2級課程）</p> <p>【配置すべき員数】</p> <p>事業所ごとに、常勤換算方法（※）で2以上。</p> <p>※常勤換算方法とは 当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数 当該事業所において定められている常勤勤務時間数</p>

基準第194条 同第208条 予基第266条 同第282条	<p>※延べ勤務時間数とは 当該事業におけるサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、従業者1人につき延べ勤務時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>
--	---

※「常勤」とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務時間に達していること。
 →就業規則上で定められている常勤の勤務時間数（32時間）を下回る場合は、32時間とみなす）。
 →同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務に従事する時間（ただし管理業務に支障のない範囲に限る）は合算可能。

◆福祉用具専門相談員要件の見直し（平成27年度改正）

- 福祉用具専門相談員の要件を定める介護保険法施行令第4条第1項が改正され、平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員となるための要件から介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなった。
 - ただし、改正施行令の施行の際（平成27年4月1日時点）で、現に介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）である者については、平成28年3月31日までは従前の例によることができる。
- ※介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）として福祉用具専門相談員の職責にある従業者等については、平成28年3月31日までに、福祉用具専門相談員指定講習の修了等により所定の資格要件を満たすことが必要。

1.3 営業に関する基準

- （1） 内容及び手続の説明及び同意
- 貸与：基準第205条により準用する基準第8条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の2）
 販売：基準第216条により準用する基準第8条（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の2）

福祉用具貸与・販売の提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用申込者はその家族に対し、福祉用具貸与・販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他重要な項目を記載した文書（※注）を交付して説明を行い、福祉用具貸与・販売の提供の開始についての同意を得なければならない。

※下記サービス事業所の指定を併せて受けて受け取っており、福祉用具貸与と一体的に運営する場合には、**福祉用具貸与の人員基準を満たすことをもつて、下記サービス事業所の人員基準を満たしているものとみなすことができる。**
 ・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

※ 法

重要事項説明書に記載すべき事項

下記事項について、利用者に分かり易いように簡潔・的確に記載する。

1 運営規程の概要

例) 事業目的・運営方針、営業日・営業時間、通常の事業実施地域、福祉用具貸与・販売サービスの内容（提供方法）、取扱う福祉用具の種目及び利用料、その他の費用の額 等

2 福祉用具専門相談員等の勤務の体制

例) 管理者、福祉用具専門相談員の員数、常勤・非常勤の別、業務内容等

3 事故発生時の対応

例) 事故発生時の連絡及び措置等

4 苦情処理の体制

例) 苦情処理に係る事業所連絡先、担当者、不在時の対応、処理の手順、事業所以外の苦情申立先（市町村、国保連等）等

5 その他

例) 事業所の電話・FAX番号、秘密保持 等

(3) サービス提供困難時の対応

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 10 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 4）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 10 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 4）

[問]サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か。

（回答）サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかにする必要がある。①当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡 ②他の指定福祉用具貸与・販売事業者等の紹介 ③その他の必要な措置
【基準省令解釈通知第 3-2-3-(2) 準用】

（4）受給資格等の確認

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 11 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 5）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 11 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 5）

[問]利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか。

（回答）保険給付を受けられるのは、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者に限られるものであり、また、被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関する旨が記載され、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、事業者はこれに配慮してサービスを提供するよう努めなければならないため、サービス提供の開始に際し、次の内容を確認する必要がある。

①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有效期間
④その他保険証記載事項
【基準省令解釈通知第 3-2-3-(4) 準用】

（5）提供拒否の禁止

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 9 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 3）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 9 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 3）

[問]事業者は、サービス提供を拒否することができるか。

（回答）事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。事業者は、原則として、利用申込に対応しないければならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできない。
※正当な理由とは… ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合（遠隔地）、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合（倒産等）
【基準省令解釈通知第 3-2-3-(2) 準用】

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 13 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 7）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 13 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 7）

(8) 利用料、販売費用の受領

貸与：基準第197条（予防基準第269条）
販売：基準第212条（予防基準第286条）

（問）事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するのか。

（回答）事業者は、利用者の居宅への訪問、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

参考～サービス担当者会議（居宅介護支援基準第13条9号）とは～
介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議

（6）居宅介護支援事業者等との連携

貸与：基準第205条により準用する基準第14条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の8）
販売：基準第216条により準用する基準第14条（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の8）

（問）居宅介護支援事業者等との連携はなぜ必要か。

（回答）介護保険サービスの提供は、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員が利用者の意見を踏まえて作成する居宅サービス計画に沿って行われる。状態の変化に即応した計画の変更等の柔軟なサービス提供には、相互の情報交換が必要であり、そのためには居宅介護支援事業者との連携が求められる。

（7）サービスの提供の記録

貸与：基準第205条により準用する基準第19条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の13）
販売：基準第211条（予防：予防基準第285条）

福祉用具貸与（販売）を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【福祉用具貸与】

① 福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならぬ。（法令上認められた減免措置によらずに、事業者の独断で利用者負担を無料（免除）としたり、軽減したりすることはできない。）

② 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収証を発行しなければならない。領収証においては、介護報酬自己負担額及び他の費用（各費用ごとの額を区分して記載しなければならない。

③ 利用者から受け取ることができる費用として、①で述べたサービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額以外では次の費用のみ支払いを受けることができる。

項目	内 容
通常の事業実施地以外の交通費	通常の事業実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与・販売を行う場合の交通費（通常の事業実施地域を越えた地点から起算する。）
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用	※ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する利用者については、請求できない。 ※福社用具の搬出入に通常必要な人件以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

※これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならない。
※③の費用を徴収することをあらかじめ運営規程に定めておく必要がある。

【特定福祉用具販売】

① 特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受ける。
他に、【福祉用具貸与】の③に挙げた費用の支払を受けることもできる。

② 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払を受けた場合には、次の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
・事業所の名称、提供した福祉用具の種目・品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書
・領収書
・特定福祉用具の概要がわかるパンフレット等

〔問〕領収証の交付について留意することは何か。

(回答) 事業者は、福祉用具貸与、その他のサービスの提供に係る支払いを受ける際は、利用者に領収証を交付しなければならない。
・領収証には、福祉用具貸与費に係るもの(利用者負担額)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
なお、口座引き落としを行っている場合であっても、領収証を発行する必要がある。

〔問〕利用者が負担する利用料等の要領について、どのように定められているか。

(回答) 事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護(介護予防)サービス費用基準額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならぬ(法第50条もしくは第69条第3項の規定が適用される場合については、それに応じた割合の支払い)。

また、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸との提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。
そのため、事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、当該規定の主旨からは除かれる。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

〔問〕「利用者負担を金品その他財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品)供与・無償サービス等が該当するのか。

(回答) 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることではないことと示したものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容され得るべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成27年4月1日)】

〔問〕前払いによる利用料の要領について、どのように定められているか。

(回答) 指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないので、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徵収することも可能となるが、この場合であっても、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徵収してはならない。

【基準省令解説通知第 3-11-3-(1)】

〔問〕介護報酬の利用料(自己負担分)について、10円又は100円単位で指定居宅サービス事業者が利用者に請求することは可能か。

(回答) 利用料(自己負担分)として計算される額について1円又は10円単位で四捨五入又は切り捨て等の端数処理を行った額を利用者に請求するような取扱いはできない。

【介護報酬等に係る Q&A Vol.2 について (H12.4.28)】

◆複数の福祉用具を貸与する場合の運用(平成27年度改正)

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に複数の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
※該当する複数取り扱いを行なう事業所にあっては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振第0327第3号)」の記載事項を十分に確認のうえ、事前に運営規程の変更届を提出すること。

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」(平成27年3月27日老振
発第0327第3号)

1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方にあっては、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に關わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

2 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることとする。
例えは、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可

8 その他留意事項

能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することが考えられる。
①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。
従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。
なお、特定の福祉用具を複数組み合せたもの、いわゆるセットを定めるときは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するところより運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。
指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol.2）」（平成15年6月30日事務連絡）で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6 利用者への説明

本取り扱いによる運営を行ふ際には、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いによる運営を行ふ際には、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・新品及びミニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

（問）運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

（回答）指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要なじて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（平成27年4月1日）】

（9）基本取扱方針

貸与：基準第198条（予防基準等277条）

販売：基準第216条により準用する基準第198条（予防基準等290条）

【介護サービス（貸与、販売）】

① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、利用者を介護する者の負担軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
③ 自らその提供する指定福祉用具貸与（販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【介護サービス（貸与、販売）】

① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならぬ。
② 自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。
④ 利用者がその所有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(1.0) 具体的取扱方針

貸与：基準第199条（予防基準第278条）、販売：基準第214条（予防基準第291条）

下記の業務については、原則として、指定福祉用具貸与、販売事業所の福祉用具専門相談員が行わなければならない。

[介護サービス（貸与、販売）]

- ① 福祉用具貸与（販売）計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用者の要請等に応じるとともに、目録等文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料（販売費用）等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得るものとする。
- ② 貸与（販売）する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行う。
- ③ 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④ 福祉用具貸与後も、利用者からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- ⑤ 居宅サービス計画に福祉用具貸与（販売）が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与（販売）が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じるものとする。また、貸与の場合には、介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、壁紙が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(1.1) 福祉用具貸与（販売）計画の作成

貸与：基準第199条の2(予防：予防基準第278条の2)
販売：基準第214条の2(予防：予防基準第292条)

※利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、利用者ごとの個別サービス計画の作成が義務づけられている。

※福祉用具貸与（販売）計画の様式は各事業所で任意のもので差し支えない。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考にすること。

福祉用具サービス計画の適切な作成に資するため、平成25年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」が作成されているため適宜活用すること。
【ガイドライン（計画書）掲載箇所】
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ
http://www.zfsssk.com/sp/1302_chosha/abc.html

（1.2） 福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

【平成24年4月朝鮮改定 Q&A(OL.1)】

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、福祉用具販売（貸与）の利用があるときは、その計画と一体のものとして作成されなければならない。また、福祉用具貸与（販売）計画の作成に当つては、その内容について利用者又はその家族に對して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならない。
- ② 福祉用具貸与（販売）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。
- ③ 福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ④ 福祉用具貸与（販売）計画はサービス提供の日から5年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。
- ⑤ 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から福祉用具貸与（販売）計画の提供の求めがあつた際には、提供することに協力するよう努める。

【介護予防サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、福祉用具（貸与）の利用があるときはその計画と一体のものとして作成されなければならない。また、介護予防福祉用具貸与（販売）計画の作成に当つては、その内容について利用者又はその家族に對して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならない。
- ② 介護予防福祉用具貸与（販売）計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。
- ③ 介護予防福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ④ 介護予防福祉用具貸与（販売）計画はサービス提供の日から5年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。
- ⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与（販売）計画の提供の求めがあつた際には、提出することに協力するよう努める。

(12) 運営規程

貸与：基準第200条（予防：予防基準第270条）
販売：基準第216条により準用する基準第200条（予防：予防基準第289条により
準用する基準第270条）

次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（「運営規程」）
を定めておかねばならない。
① 事業の目的及び運営の方針
② 従業者の職種、員数及び職務内容
③ 営業日及び営業時間
④ 福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用
の額）その他の費用の額
⑤ 通常の事業の実施地域
⑥ その他運営に関する重要な事項

（問）運営規程における「指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利
用料その他の費用の額」について、どのように定めればよいか。

（回答）
「指定福祉用具貸与の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用
方法の指導の方法等
「利用料」とは、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料
（利用者負担部分）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料
「その他の費用の額」とは、① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定
福祉用具貸与を行う場合の交通費、② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数
以上の従事者やクレンン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要す
る費用、③ 必要に応じてその他のサービスに係る費用の額、ただし、個々の福
祉用具の利用料については、その額の設定の方法（利用期間による1月に
満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載され
ば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。

【基準省令解釈通知第3-11-3-(4)】

原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。

※ 勤務表に記載すべき事項

- ① 当該従業者の職種
- ② 勤務時間数
- ③ 常勤・非常勤の別
- ④ 兼務の状況（別事業所の兼務も含む）

（問）勤務体制について、どのように定められているか。

（回答）利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員
の勤務体制について、次の点に留意する必要がある。
① 利用者に対して適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、事業所ごと
に、従業者の勤務の体制を定める。
アイ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成
非常勤の別、管理者との兼務関係、等を勤務表上、明確にする。
② 事業者は、事業所ごとに、その従業者によって指定福祉用具貸与を提供す
る。（福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、
当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる専門相談員が行うべきであるが、
福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わ
せることが認められる。）

【基準省令解釈通知第3-6-3-(5)準用】

（平成27年度改正）

（14）適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技
能の向上等

貸与：基準第201条（予防：予防基準第271条）
販売：基準第216条により準用する基準第201条（予防：予防基準第289条により
準用する基準第271条）

（問）適切な研修の機会について、どのように定められているか。

（回答）指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福
祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが
開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常
に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求めら
れる。
このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使

用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

[基準令解釈通知第 3-11-3-(5)]

(問) 福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について、どのように定められているか。

(回答) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するためには必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者の説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められる。
このため、福祉用具専門相談員は、常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

[基準令解釈通知第 3-11-3-(5)]

(15) 福祉用具の取扱い

貸与：基準第 202 条（予防：予防基準第 272 条）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 202 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 272 条）

利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるように、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(問) 車いす付属品及び特殊寝台付属品は、福祉用具種目解釈通知に掲げられるものに限られるか。

(回答) 福祉用具種目解釈通知に掲げられているものは、例示である。両付属品ともに、本体の車いす及び特殊寝台の利用效果の増進に資するものであれば、指定福祉用具貸与として保険給付の対象とすることはできる。
ただし、両付属品ともに、本体と一緒に使用されるものに限る。
※ 新商品等が保険給付対象となるかどうかの判断は保険者である市町村で行うため、対象となるか不明である場合は必ず事前に確認を行うこと。

(16) 衛生管理等

貸与：基準第 203 条（予防：予防基準第 273 条）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 31 条（予防：予防基準第 289 条により準用する第 53 条の 3）

① 従業者の清潔の保持、健康状態について必要な管理を行うこと。
② 事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めること。

【福祉用具貸与】

① 回収した福祉用具は、既に消毒が行われた福社用工具と消毒が行われていない福社用具に区分して保管しなければならない。
なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、その製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

② 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者（福祉用具貸与事業所を開設する法人が経営する他の事業所及び福祉用具貸与事業所に福祉用具を貸与する事業者を含む。）に行わせる場合は、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（福社用具貸与事業を開設する法人が運営する他の事業所に行わせる場合は、業務规程等）において、次の事項を文書により取り決めなければならない。
(甲)=委託先の他の事業者、乙=福祉用具貸与事業所)

(イ) 委託業務の範囲

(ロ) 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

(ハ) 委託業務が、甲の従業者によつて指定福祉用具貸与事業に係る運営基準に沿つて適正に行われていることを、乙が定期的に確認する旨

(ニ) 乙が委託業務に關し甲に対して文書により指示を行い得る旨

(ホ) 乙が委託業務に關し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう甲に対して二の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを乙が確認する旨

(ヘ) 甲が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在

(ト) その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 福社用具貸与事業所は、②の(ハ)及び(ホ)の確認の結果の記録を作成しなければならない。また、②の(ニ)の指示は文書により行わなければならない。

(20) 事故発生時の対応

貸与：基準第205条により準用する基準第37条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第53条の10）
販売：基準第216条により準用する基準第37条（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第53条の10）

① 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要その他重要事項を掲示しなければならない。
② 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料（販売費用の額）その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(18) 秘密保持等

貸与：基準第204条（予防：予防基準第274条）
販売：基準第216条により準用する基準第204条（予防：予防基準第289条により準用する基準第274条）

① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。
② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、事前に各人から文書による同意を得おかなければならない。なお、この同意は、契約時に利用者・家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

(17) 告示及び目録の備え付け

貸与：基準第204条（予防：予防基準第274条）
販売：基準第216条により準用する基準第204条（予防：予防基準第289条により準用する基準第274条）

(問) 事故発生時、どのような対応をする必要があるのか。

(回答) ① 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
③ 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
④ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。
⑤ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠保険に入れておくか、または賠償資力を有することが望ましい。
⑥ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

【基準令解釈通知第3-2-3-(24)準用】

(21) 記録の整備

貸与：基準第204条の2（予防：予防基準第275条）
販売：基準第215条（予防：予防基準第288条）

① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
② 利用者に対する福祉用具貸与（販売）の提供に関する次の記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。

(19) 苦情処理

貸与：基準第205条により準用する基準第36条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第53条の8）
販売：基準第216条により準用する基準第36条（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第53条の8）

苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。

【貸与・販売共通】	
・福祉用具貸与（販売）計画	
・提供した具体的なサービスの内容等の記録	
・利用者に関する市町村への通知に係る記録	
・苦情の内容等の記録	
・事故の状況及び事故に際して処置についての記録	
【福祉用具貸与】	
・（福祉用具の保管、消毒を他事業者に委託する場合）当該事業者の業務の実施状況についての確認結果の記録	

【貸与に関する基準】

貸与：基準第 196 条（予防：予防基準第 268 条）
販売：基準第 210 条（予防：予防基準第 284 条）

●貸与

指定福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管及び器材のために必要な設備及び器材を備えなければならない。

- 福祉用具貸与品保管のために必要な設備
　　・清潔であること
　　・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

※但し、当該事業所が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

- 福祉用具貸与品消毒のための必要な設備（消毒業者に委託する場合は不要）
　　・福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

●貸与・販売

- ・事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与・販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 利用申込の受付・相談等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

II 介護報酬算定に関する基準について

II-1 はじめに
介護報酬に係る基準等については、下表の省令・通知等（以下「通知等」という。）に示されています。詳細については、通知等の原文をご参照ください。

算定基準		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	
予防算定基準		（平成 12 年厚生労働省告示第 19 号）	
算定基準解釈		（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	
予防算定基準解釈		（平成 12 年厚生労働省告示第 36 号）	

II-2 平成 27 年度介護報酬改定について

- (1) 様数の福祉用具を貸与する場合の運用
　　・複数の福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の福祉用具の貸与価格に係る見直しについては、利用者、保険者等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
→P12 参照
- (2) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の種目の対象項目の追加
　　・介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、利用者、保険者等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福社用具・住宅改修評価検討会」（平成 26 年 10 月 28 日開催）において議論が行われ、当該結論が社会保障審議会介護保険給付費分科会へ報告された。これらを踏まえ、介護報酬改定と併せ、下記のとおり新たな項目が追加された（種目自体の追加ではない旨に留意）。

種目（変更なし）	追加項目
【福祉用具（貸与）】	「介助用電動車いす」
【特定福祉用具（販売）】	「水洗ボータブルトイレ」

② 特別地域福祉用具貸与加算等

【住宅改修】	洋式便器等への便 器の取り替え	「便器の位置・向きの変更」
--------	--------------------	---------------

(3) 複合的功能を有する福祉用具の取扱いの見直し
福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有する福祉用具のうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に該当する部分に限り給付対象とするよう見直した。

(4) 福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定の新設
現に從事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得・維持及び能力の向上といった自己研鑽に常に努める旨の規定が新設された。

→ P 19 参照

(5) 福祉用具専門相談員要件の見直し
平成 27 年 4 月 1 日から、福祉用具専門相談員となるための要件から介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1 級課程・2 級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなつた。

※ただし、平成 27 年 4 月 1 日時点で、現に介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1 級課程・2 級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）である者については、平成 28 年 3 月 31 日までは従前の例によることができる。
→ P 6 参照

(6) 福祉用具貸与費等の内容（変更なし）

① 福祉用具貸与費等（1 月につき）

□ (介護予防) 福祉用具貸与費（1 月につき）

現に福祉用具貸与等に要した額とする。

(注)

- ・搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与等に要したものに含まれるものとし、個別には評価しない。

例示モデル 現に福祉用具貸与費に要した額

① 福祉用具を調達するのに要した額	② 交通費、搬出入費	③ その他の額
		人件費等

※算定に当たつては、事前に体制届の提出が必要
□ 特別地域（介護予防）福祉用具貸与加算

(1) 指定福祉用具貸与事業所等が、特別地勤加算対象地域に所在する場合、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。

(2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の 1,000 / 1,000 を限度）できる。

(3) 交通費に相当する額とは、当該指定福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものである。

(4) 特別地域加算対象地域とは、離島振興対策実施地域（離島振興法第 2 条第 1 項）、振興山村（山村振興法第 7 条第 1 項）、厚生労働大臣が別に定める地域（指定居宅サービスサービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 1 の注 10）である。

算定基準解釈(1)①

【交通費の算出方法について】
「通常の事業の実施地域において指定福祉用具を行う交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬又は移動を行う場合は又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

【交通費の価格体系の設定等について】

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくるものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供にあたっては利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③ 中山間地域等における小規模事業所加算 (※H21.4 新設)

- (1) 指定福祉用具貸与事業所等が、中山間地域等に所在し、かつ福祉用具貸与の実利用者が15人以下/月（予防福祉用具貸与の実利用者が5人以下/月）である場合で、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。
- (2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を計算（個々の用具ごとに貸与費の3分の2に相当する額を限度）できる。
- (3) 中山間地域等とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域である。

実利用者数は前年度（三月を除く。）の一月当たりの実利用者数である。

④ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (※H21.4 新設)

- (1) 中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。
- (2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を計算（個々の用具ごとに貸与費の3分の1に相当する額を限度）できる。
- (3) 中山間地域等とは、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、離島振興法及び山村振興法に指定されている地域である。
- ・ 事業者が運営規程に定める「通常の実施地域」内の利用者にサービスを提供した場合は算定できない。
 - ・ 特別地域福祉用具貸与加算等、③中山間地域等における小規模事業所加算と併給可能。
- 当該加算を算定する利用者については、運営規程に定める交通費の請求は不可。

III その他留意事項について

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
(平成12年1月31日 老企第34号) より抜粋

複合的機能を有する福祉用具について
2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
② 区分できぬ場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

第1章 総論	「科学技術の進歩による社会の変化」について、その現状と問題点を述べる。	第1回 「科学技術の進歩による社会の変化」	第1回 「科学技術の進歩による社会の変化」
第2章 情報社会	「情報社会」について、その特徴と問題点を述べる。	第2回 「情報社会」	第2回 「情報社会」
第3章 産業社会	「産業社会」について、その特徴と問題点を述べる。	第3回 「産業社会」	第3回 「産業社会」
第4章 環境社会	「環境社会」について、その特徴と問題点を述べる。	第4回 「環境社会」	第4回 「環境社会」
第5章 社会問題	「社会問題」について、その特徴と問題点を述べる。	第5回 「社会問題」	第5回 「社会問題」

概要保持等 事務機器等の利用者等に対する取扱い方針	第1回 基本方針 第2回 機器の取扱い方針 第3回 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針
機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針
機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針
機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針
機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針	機器の取扱い方針 機器の取扱い方針 機器の取扱い方針

の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

(1) クッション又はバッド
車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形狀のものに限る。

(2) 電動補助装置
自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

(3) テーブル
車いすに装着して使用することができるものに限る。
(4) プレーキ
車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(1) サイドレール
サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
二 床板の高さが無段階に調整できること

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えは次に掲げるものが該当する。
なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

(1) サイドレール
特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。
(2) マットレス
特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、(3) ベッド用手すり
特殊寝台の側面に取り付けることにより、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限る。
(4) テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであつて、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに兼せて使用することができるものに限る。

(5) スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるもの

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目

[左段] 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る標準型車いす〔平成11年3月31日厚生労働省告示第104号〕

[右段] 介護保険の給付が象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1月31日 老企案34号（最終改正：平成27年3月27日 老介発0327第1号・老高第0327第1号・老振第0327第1号・老振第0327第2号）〕の「第1・福祉用具 1・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る標準型車いす」

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定期型車いす」及び「厚生労働大臣が定める標準型車いす」

「厚生労働大臣が定める標準型車いす」及び「厚生労働大臣が定める標準型車いす」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成21年4月10日 老振発第0410001号〕

1 車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

(1) 自走用標準型車いす
日本工業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びハーフアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大型車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。
(2) 普通型電動車いす
日本工業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち自走用標準形、自走用ハンドル形、自走用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大型車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

なお、自走用標準型及び介助用標準形にあっては、車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けであることをもつて本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

(3) 介助用標準型車いす
日本工業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用ハーフアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用するごとににより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えは次に掲げるものが該当する。
なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いす

2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等で、車いすと一体的に使用されるものに限る。

のであつて、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

* 徒歩・特殊寝台付属品については、解説通知〔平成12年1月31日老企第34号〕によつて、サイドレール、マットレス、ベッド用手すり及びテーブルを給付対象として例示していただいたところであるが、今般、スライディングボード及びスライディングマットについて給付対象となることを明確化したものである。(平成15年老振発第0224001号)

(6)介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであつて、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。
ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいづれかに該当するものをいう。

- (1)送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが接着された生気マットであつて、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- (2)水、エア、ガル、シリコン、ラバタン等からなる全身用のマットであつて、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行なうことができるものをいう。

※「厚生労働大臣が定める福祉用具算定及び介護予防福祉用具算定に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号。以下「貸与告示」という。)第6項に掲げる「体位変換器」については、解説通知において、仰臥位から側臥位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象としたところであるが、今般、解説通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。(平成21年老振発第0410001号別添第1の1)

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいづれかに該当するものに限られる。
なお、上記4「特殊寝台付属品」の(3)に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なもの)を含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であつて、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となる。

8 スロープ 段差解消のためのものであつて、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、歩動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいづれかに該当する。
一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10 歩行輔助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッシュ、ロフストランド・クラッヂ、プラットホームクラッシュ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器
介護保険法第5条の2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等により感知され、解説通知において、「認知症老人徘徊感知機器」については、解説通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときには、家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」もの

け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(1)居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであつて、取付けに際し工事を伴わなもの。

(2)便器又はポータブルトイレを用んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであつて、取付けに際し工事を伴わないもの。

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。
なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であつて、住宅改修としての給付の対象となる該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を靠せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を較せる機能を有する必要なく、左右の把手等を連接するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

* 従来、車輪を有する歩行器については、二輪、三輪、四輪のもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、車輪の数による制限を無くすこととし、六輪等の歩行器も給付対象とすることとしたものである。(平成15年老振発第0224001号)

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

* 貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解説通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときには、家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」もの

5 床ずれ防止用具 次のいづれかに該当するものに限る。

一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マットによる体圧を容易に減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器
空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

についても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)
床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。
(1)床走行式
つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスター等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。
(2)固定式
居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げるもの。移動させることのできるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)
※ 従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるだけではなく、水平方向にも移動させることができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、上下方向にのみ移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである(ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。)。

この改正により、段差解消機や起立補助機能付きの椅子などが給付対象となるものである。(平成15年老振発第0224001号)
※ 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、転落通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解説通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。
(1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
(2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じ

て、利用者の家族等に対し、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。

- (3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合には、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
- (4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。なお、車いすに装着等することにより一括的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。(平成21年老振発第0410001号別添第1の2)

13 自動排泄処理装置

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるものは持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)
※ 従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるだけではなく、水平方向にも移動させることができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、上下方向にのみ移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである(ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。)。

- この改正により、段差解消機や起立補助機能付きの椅子などが給付対象となるものである。(平成15年老振発第0224001号)
※ 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、転落通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解説通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。
(1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
(2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じ

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、床又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)及び専用ハッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

- 複合的機能を有する福祉用具について
2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
(1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
(2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
(3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具の種目

[左段]厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定期間子防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号〔最終改正：平成24年3月30日厚生労働省告示第202号〕）

[右段]介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1月31日老企第34号（最終改正：平成27年3月27日老企第0327第1号・老高發第0327第1号）、老振發第0410001号〕

「第一・福祉用具 2・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定期間子防福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定期間子防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具販売に係る特定期間子防福祉用具の種目」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成21年4月10日老振發第0410001号〕

- 1 屋掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。
次のいずれかに該当するものに限る。
一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
二 洋式便器の上に置いて高さを補うものの。
三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているものの。
四 便座、バケット等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については從来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

- 2 自動排泄処理装置の交換可能な部品、
一 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。
一 入浴椅子
二 浴槽用手すり
三 浴槽内椅子
四 入浴台

- 3 入浴補助用具、
一 入浴用手すり
二 浴槽用手すり
三 浴槽内椅子
四 入浴台

- 4 簡易浴槽 次のいずれかに該当するものに限る。
一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
二 洋式便器の上に置いて高さを補うものの。
三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているものの。
四 便座、バケット等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については從来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

- 5 移動用リフトのつり具の部分
自動排泄処理装置の交換可能な部品（レバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであつて、居宅要介護者等又はその介護を行いう者が容易に交換できるものの。
専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用バンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

- 6 腹入浴用具、
一 入浴用手すり
二 浴槽用手すり
三 浴槽内椅子
四 入浴台

- 7 入浴補助用具、
一 入浴用手すり
二 浴槽用手すり
三 浴槽内椅子
四 入浴台

浴槽の縁にかけて利用する旨
であつて、浴槽への出入りのためのもの

- 五 浴室内すのこ
六 浴槽内すのこ
七 入浴用介助ベルト

(4)入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるるものに限る。

- (5)浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるるものに限る。

(6)浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(7)入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであつて、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

※ 販売告示第3項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。（平成21年老振發第0410001号別添第1の4）

販売告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であるものを使用しないときに立て掛けること等により取納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

複合的機能を有する福祉用具について
2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
(2) 区分できない場合であつて、購入表示に掲げる特定福祉用具の項目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
(3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

（4）浴槽内すのこ

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1～7 「3. できない」
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1～4 「3. できない」 基本調査1～3 「3. できない」 基本調査1～3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に接返りが困難な者	基本調査1～3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3～1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3～2～3～7 「1. ない」以外 その他の主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
オ 移動リフト(つり具の部分を除く)	仁移動において全介助を必要としない者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 の回数	基本調査2～2 「3. できない」 基本調査2～1 「3. できない」
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2～6 「4. 全介助」 基本調査2～1 「4. 全介助」

(注4) 要介護1の看護に係る指定福祉用具貸与費について(老企第35号 第2の9(2))

① 認定の可否の判断基準
 「要介護1」の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機械のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第三十一条のイで定める状態に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同様の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。)
 ア 原則として次の表の要介護1の別表第一の調査票のうち基本調査の直前の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。
 イ ただし、アの(一)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(二)「生活環境において医療の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員はか医療者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定期居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す順序(必要に応じて随時)で行うこととする。
 ヴ また、アにかかるわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合には、これらについて、市町村が書面等請求な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が轉取した居宅サービス計画による確認する方法でも差し支えない。

イ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
 (例 ハーフソンソン病の治療薬によるON-OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十二号のイに該当することが確実に見込まれる者
 (例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重複化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
 (例 ゼンそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、膝下障害による絶壁性筋炎の回復)

注 括弧内の状態は、あくまでも(1)～(3)の状態の者に該当する可能性のあるものと判断される場合もありうる。
 ② 基本調査結果による判断の方法
 指定福祉用具貸与事業者は、該年度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」への該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認者が必要な場合は、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該年度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該年度者の「要介護認定等基本調査の結果の確認」について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認の方法)別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の結果の確認が必要な部分の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。
 イ 当該年度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合には、当該年度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

福祉用具専門相談員の役割（賃貸・版元）

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所や、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所では、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づく助言を交え、販売・賃貸を行います。専門相談員は、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1)保健師 看護師 準看護師 介護福祉士 在宅相談員
- (2)都道府県知事が指定する適格講習の修了者（経過措置）
- (3)都道府県知事が公示する適格講習の修了者（平成28年3月31日までに限る）

- (4)介護員養成研修の介護職員初任者研修課程修了者（平成28年3月31日までに限る）
- (5)都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者

●利用者ごとの福祉用具サービス計画の作成
利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、専門相談員は、利用者ごとに個別の福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられています。

(1)計画の作成	利用者の心身の状況、希望、環境をふまえ、福祉用具貸与（販売）の目標と具体的なサービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成する
(2)居宅（介護予防）サービス計画との関係	既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って福祉用具サービス計画を作成する
(3)利用者への説明等	計画の内容について利用者・家族に説明し同意を得る／計画は利用者に交付
(4)計画の変更	（貸与の場合）実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更する
(5)計画の様式	サービス計画の様式は、各事業所で任意に定める（全国福祉用具専門相談員協議会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考）【445頁】

●介護支援専門員等との連携
要介護者の居宅サービス計画（要支援者の介護予防サービス計画）に福祉用具貸与や福祉用具購入が位置付けられている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行うことになります。これをうけて、介護支援専門員（担当職員）がサービス計画に福祉用具貸与・購入が必要である理由を記載することになります。また、貸与の場合は、必要に応じて隨時、貸与の必要性の検討に資するためには、さらには継続が必要な場合の理由がサービス計画に記載されるために、サービス担当者会議等を通じ、同様に助言や情報提供を行います。

●福祉用具取扱いの申請書類の確認
居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されていない要介護者等に対して福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、その福祉用具が必要である理由を記した支給申請書を要介護者等が作成しているかどうかを確認し、適切な助言を行います。

福祉用具購入費

■購入費用の9割（平成27年8月からは一部8割）相当額を償還払い

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県知事の指定をうけた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる器具になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費が支給されます。

●保険料滞納者の給付制限
保険料の滞納（原則1年6ヶ月）に伴う給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除や、保険料未納期間に応じた保険給付率9割（8割）の7割への引き下げは、福祉用具購入費についても適用されます（→35頁）。

■福祉用具購入費支給申請書の提出

要介護者等は、福祉用具購入費の支給をうけようとするときは、次の事項を記載した支給申請書を市町村等の窓口に提出します。

- (1)福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- (2)福祉用具の購入にかかる費用、購入年月日
- (3)福祉用具を必要とする理由（添付された居宅サービス計画の記載から明らかである場合には不要）

なお、支給申請書には、事業者から交付される①領取証、②パンフレット等の福利用具の概要を記載した書面を添付する必要があります。

●支給限度基準額は同一年度で10万円
福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月1日からの12ヵ月間）で10万円です（市町村は独自に10万円を超える額を支給限度基準額とすることができます）。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割）相当額を超えることはできません。また、同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具については福祉用具購入費は支給されません。したがって、初回に7万円分の福祉用具購入費をうけた場合、その年度は残り3万円までを他種目の特定（介護予防）福祉用具に充てることになります。

●破損した場合などの例外
すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなつた等の特別の事情がある場合であつて、市町村が必要と認めるときは、同一種目であつても福祉用具購入費は支給されます。

参考 | 榎本用喜「バス計画書様式例（基本情報）」（平成26年3月版）

(参考2 福祉用具サービス計画書様式例 (利用計画)) (平成26年3月版)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費算定に係る事項(加算等)について届出を行う場合は、下記を参考し必要な書類を提出してください。
なお、「みなし指定」されるサービスについても、加算等の算定を行っては、届出が必要です。

提出先	各振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所地域福祉課)		
提出部数	2部(居宅サービス介護予防が七ヶ、居宅介護支援) 3部(施設サービス及び併設短期入所系サービス)	毎月末日(翌月から算定) (受理日が1日の場合はその月から算定) ※下記(注3)参照	毎月15日(翌月から算定) ※下記(注3)、(注4)参照
提出方法	提出先に持参(郵送は不可)		

(注1) 和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課のホームページをご覧ください。

(注2) 介護職員処遇改善加算については、別途ホームページをご覧ください。

(注3) 地域密着型(介護予防)サービス事業所は、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。

(注4) 事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できませんので、速やかに提出をお願いします。

(注5) (介護予防)訪問看護については、届出を受理した日から算定できます。

(注6) 同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。

提出者	主たる事業所の所在地 法人の種別・店名 代表者の住所	主たる事業所・施設の所在地 法人の種別・店名 代表者の住所	同一所在地において行う事業所の種類 主たる事業所の所在地以外の出張所等の所在地 の状況
連絡先	電話番号 郵便番号 姓名 氏名	電話番号 郵便番号 姓名 氏名	電話番号 郵便番号 姓名 氏名
連絡先の状況	主たる事業所の所在地で別途ある場合の出張所等の所在地		
提出期限	毎月15日(翌月から算定) ※下記(注3)、(注4)参照		
提出書類	各振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所地域福祉課) 2部(居宅サービス介護予防が七ヶ、居宅介護支援) 3部(施設サービス及び併設短期入所系サービス)		
提出方法	提出先に持参(郵送は不可)		

*提出書類の様式については、ホームページ「きのくに介護ネット」の下記のアドレスにてダウンロードできます。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kasantodoke/H24kasantodoke.html>

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
備考2 「法人の種別」欄は、「社会法人」「財団法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。
備考3 「法人名稱」「有限会社」欄は、申請者が法人である場合には、その主務官庁の名称を記載してください。

備考4 「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
備考5 「実施事業の区分」欄には、今回届出を行なう事業所・施設について該当する数字に「〇」を記入してください。
備考6 「実施項目」欄には、(別紙1)～(6)「介護給付費算定期定に係る体操等が況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
備考7 「特記事項」欄には、実施の状況について具体的に記載してください。
備考8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を複数して、全ての出張所等の状況について記載してください。

表第 2 部分			数据分析与评价					
数据源			数据分析与评价					
1. 基础数据	2. 增量数据	3. 行业数据	4. 汇率波动情况	5. 政策变动情况	6. 竞争对手分析	7. 客户反馈与需求	8. 技术发展趋势	9. 其他相关数据
1.1. 营收增长趋势	1.2. 利润率变化	1.3. 成本结构	1.4. 汇率走势	1.5. 政策解读	1.6. 竞争对手动态	1.7. 客户满意度调查	1.8. 技术研发投入	1.9. 其他市场指标
1.1.1. 历史数据对比	1.1.2. 同行业趋势分析	1.1.3. 成本优化建议	1.4.1. 主要货币汇率	1.5.1. 新政影响评估	1.6.1. 对手产品对比	1.7.1. 满意度评分	1.8.1. 技术方向	1.9.1. 资本流动状况
1.2.1. 新客户开拓情况	1.2.2. 项目进展	1.2.3. 成本估算	1.4.2. 未来预期	1.5.2. 政策变化	1.6.2. 专利申请	1.7.2. 建议改进点	1.8.2. 市场调研报告	1.9.2. 行业监管动态
1.3.1. 采购渠道分析	1.3.2. 物料库存	1.3.3. 供应商评价	1.4.3. 相关数据	1.5.3. 法规要求	1.6.3. 市场份额	1.7.3. 行业报告	1.8.3. 研发计划	1.9.3. 地区差异
1.4.4. 通货膨胀率	1.4.5. 外汇储备	1.4.6. 国际收支平衡	1.4.7. 国际金融市场	1.4.8. 国际合作项目	1.4.9. 国际贸易政策	1.4.10. 国际物流成本	1.4.11. 国际人才流动	1.4.12. 国际政治事件
1.5.4. 财政预算调整	1.5.5. 税收政策变化	1.5.6. 货币政策调整	1.5.7. 国际金融风险	1.5.8. 国际经济形势	1.5.9. 国际竞争格局	1.5.10. 国际市场需求	1.5.11. 国际技术合作	1.5.12. 国际法律法规
1.6.4. 产品创新能力	1.6.5. 市场份额	1.6.6. 产品质量	1.6.7. 专利数量	1.6.8. 专利质量	1.6.9. 专利授权率	1.6.10. 专利转化率	1.6.11. 专利布局	1.6.12. 专利侵权风险
1.7.4. 客户投诉处理	1.7.5. 客户满意度	1.7.6. 客户忠诚度	1.7.7. 客户流失率	1.7.8. 客户画像	1.7.9. 客户细分	1.7.10. 客户服务评价	1.7.11. 客户服务改进	1.7.12. 客户流失预警
1.8.4. 技术研发投入强度	1.8.5. 技术创新成果	1.8.6. 技术发展趋势	1.8.7. 技术研发预算	1.8.8. 技术研发进度	1.8.9. 技术研发团队	1.8.10. 技术研发挑战	1.8.11. 技术研发风险	1.8.12. 技术研发瓶颈
1.9.4. 资本流动情况	1.9.5. 资本配置效率	1.9.6. 资本风险	1.9.7. 资本回报率	1.9.8. 资本流动性	1.9.9. 资本来源	1.9.10. 资本使用效果	1.9.11. 资本配置策略	1.9.12. 资本监管合规

图例 1-2 小模块分类示意图（展示了基础数据、增量数据、行业数据、汇率波动情况、政策变动情况、竞争对手分析、客户反馈与需求、技术发展趋势和其他相关数据）

-54-

表第 1 部分			数据分析与评价					
数据源			数据分析与评价					
1. 基础数据	2. 增量数据	3. 行业数据	4. 汇率波动情况	5. 政策变动情况	6. 竞争对手分析	7. 客户反馈与需求	8. 技术发展趋势	9. 其他相关数据
1.1. 营收增长趋势	1.2. 利润率变化	1.3. 成本结构	1.4. 汇率走势	1.5. 政策解读	1.6. 竞争对手动态	1.7. 客户满意度调查	1.8. 技术研发投入	1.9. 其他市场指标
1.1.1. 历史数据对比	1.1.2. 同行业趋势分析	1.1.3. 成本优化建议	1.4.1. 主要货币汇率	1.5.1. 新政影响评估	1.6.1. 对手产品对比	1.7.1. 满意度评分	1.8.1. 技术方向	1.9.1. 资本流动状况
1.2.1. 新客户开拓情况	1.2.2. 项目进展	1.2.3. 成本估算	1.4.2. 未来预期	1.5.2. 政策变化	1.6.2. 专利申请	1.7.2. 建议改进点	1.8.2. 市场调研报告	1.9.2. 行业监管动态
1.3.1. 采购渠道分析	1.3.2. 物料库存	1.3.3. 供应商评价	1.4.3. 相关数据	1.5.3. 法规要求	1.6.3. 市场份额	1.7.3. 行业报告	1.8.3. 研发计划	1.9.3. 地区差异
1.4.4. 通货膨胀率	1.4.5. 外汇储备	1.4.6. 国际收支平衡	1.4.7. 国际金融市场	1.4.8. 国际合作项目	1.4.9. 国际贸易政策	1.4.10. 国际物流成本	1.4.11. 国际人才流动	1.4.12. 国际政治事件
1.5.4. 财政预算调整	1.5.5. 税收政策变化	1.5.6. 货币政策调整	1.5.7. 国际金融风险	1.5.8. 国际经济形势	1.5.9. 国际竞争格局	1.5.10. 国际市场需求	1.5.11. 国际技术合作	1.5.12. 国际法律法规
1.6.4. 产品创新能力	1.6.5. 市场份额	1.6.6. 产品质量	1.6.7. 专利数量	1.6.8. 专利质量	1.6.9. 专利授权率	1.6.10. 专利转化率	1.6.11. 专利布局	1.6.12. 专利侵权风险
1.7.4. 客户投诉处理	1.7.5. 客户满意度	1.7.6. 客户忠诚度	1.7.7. 客户流失率	1.7.8. 客户画像	1.7.9. 客户细分	1.7.10. 客户服务评价	1.7.11. 客户服务改进	1.7.12. 客户流失预警
1.8.4. 技术研发投入强度	1.8.5. 技术创新成果	1.8.6. 技术发展趋势	1.8.7. 技术研发预算	1.8.8. 技术研发进度	1.8.9. 技术研发团队	1.8.10. 技术研发挑战	1.8.11. 技术研发风险	1.8.12. 技术研发瓶颈
1.9.4. 资本流动情况	1.9.5. 资本配置效率	1.9.6. 资本风险	1.9.7. 资本回报率	1.9.8. 资本流动性	1.9.9. 资本来源	1.9.10. 资本使用效果	1.9.11. 资本配置策略	1.9.12. 资本监管合规

图例 1 小模块分类示意图（展示了基础数据、增量数据、行业数据、汇率波动情况、政策变动情况、竞争对手分析、客户反馈与需求、技术发展趋势和其他相关数据）

-53-

图例 1-2 小模块分类示意图（展示了基础数据、增量数据、行业数据、汇率波动情况、政策变动情况、竞争对手分析、客户反馈与需求、技术发展趋势和其他相关数据）

道具効率	… 運動回数が200回以下	労働者効率	… 実利用者数が5人以下
労働者効率	… 運動回数が20回以下	労働者効率	… 運動回数が5回以下
労働者効率	… 運動回数が100回以下	労働者効率	… 運動回数が15人以下
労働者効率	… 運動回数が20回以上	労働者効率	… 実利用者数が20人以下
道具効率	… 運動回数が200回以上	労働者効率	… 実利用者数が5人以上

※ 平均(C)以下の場合は、当該加算は小規模事業所に該当します。

(注) 周出日の属する3ヶ月の運動回数(実利用者数)を記入して下さい。

運動回数 (実利用者数)	月	月	月	合計(A)	月数(B)	月平均(C)
[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

2. 前年度の実績が6ヶ月以上算出する所は、次の計算式により算定して下さい。

合計(A)	月数(B)	月平均(C)
[]	[]	[]

運動回数 (実利用者数)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計(A)
[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

1. 前年度の実績が6ヶ月以上の算出所は、次の計算式により算定して下さい。

[]

中山間地域等における小規模事業所加算の算出表

(参考様式3)

サービス種類	届出の種類	添付書類
福祉用具貸与	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算	【添付書類不要】 ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る 算出表 (参考様式3)

